

第2回資源循環の促進に向けた産業廃棄物契約専門委員会 議事録

出席委員：中込委員、橋本委員、藤井委員（座長）、室石委員（五十音順）

1. 日 時 令和8年9月3日（木）15時00分～16時00分

2. 場 所 インテージ秋葉原ビル12階会議室及びWeb会議

事務局： 本日はお忙しいところお時間をいただきまして、誠にありがとうございます。
定刻になりましたので、これより令和8年度第2回環境配慮契約法基本方針検討会
資源循環の促進に向けた産業廃棄物契約専門委員会を開催いたします。本日の専門
委員会につきましては、実際の会議室とWeb会議のハイブリッド方式で行います。
Web会議のご発言の方法などについては後ほどご説明いたします。また、本専門委
員会は環境配慮契約法基本方針検討会開催要領の規定により、原則公開となってお
り、動画チャンネルでWeb会議の内容を配信しております。それでは、会議に先立
ちまして、環境省大臣官房環境経済課長の平尾よりご挨拶申し上げます。

平尾課長： お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。令和8年度第2回と
なっていますが、昨年度末に立ち上げて3回目というふうになろうかと思いき
れども、割とインセンシティブにご意見を賜ったと思っています。前回の6月に、
総合評価はこういうものだろうと考えて、その際のご意見も踏まえて案を作っ
てまいりましたので、今日ご審議いただきたいと思います。のちほど説明があ
りますけれども、できれば本日取りまとめ案をご提示できるところまで進めてい
たい、この後、親の検討会への報告もございしますが、年度内の閣議決定に向け
て、各種の取組を進めていきたいと思っています。忌憚のないご意見を賜りたい
と思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局： （Web会議システムについて説明：省略）

事務局： 以降の議事進行は藤井座長にお願いいたします。

藤井座長： みなさん、よろしくお願ひします。それでは議事に入ります前に、事務局か
ら本日の議事予定と資料の確認をお願いします。

事務局： （議事予定、資料確認：省略）

藤井座長： では、議事の方に入らせていただきたいと思います。議事次第にありますように、本日の議題は（１）産業廃棄物に処理契約に係る検討事項について、（２）国及び独立行政法人に等における環境配慮契約の取組状況等について、（３）その他となっております。まず（１）の議題につきまして、資料２の説明を事務局からお願いします。

環境省： （資料２説明：省略）

藤井座長： ご説明ありがとうございます。それでは、ご意見等いただければと思いますが、19 ページ目の評価項目をなるべく今日最終案に近いものにしたいということです。何かありましたらお願いします。委員の人数が少ないので、みなさん 1 回はご発言いただければと思うのですが、まず意見のある方から挙手機能を使って挙手していただければと思います。よろしくお願いします。

室石委員： これまで議論をして、それに事務局の方で対応をしていただいて、案を作っていたと理解しております。そういう意味では、大体これまでのものが反映されており、19 ページの案になっていると理解しております。質問なのですが、※7 ですが、1 から 6 までは表の中に※の番号がわかるのですが、※の 7 というのは欄外のところにしか文章として書かれていないようなので、※の 7 というのがどこにかかっているのかというのはわからない状態かと思います。あるいは評価内容というところの後ろにでも書くのかなと思ったのですが、何となく並びで並べていることがおかしいのであれば、番号を消して違う書き方で加える方が、誤解がなくてよいと思いました。7 が全体にかかるのであれば、書き方を変えた方がいいのかなという気もしたのですが、いかがでしょうか。全体に対して修正については、私としては概ねこれでよろしいのではないかと思います。どうもありがとうございます。

藤井座長： ※7 は私も気になったのですが、いかがでしょうか。

環境省： ※7 はこの表の中にはなく、ややわかりづらかったかもしれませんが、おっしゃるとおり、加算点の中の評価項目、今はないですけれども、破碎処理を発注する場合に低公害型建設機械の導入という評価項目を入れていただく可能性もあるのではないかとこのところ、加算点の全体にかかっているイメージです。ここは迷うことがないように、記載の仕方を工夫したいと思います。ありがとうございます。

藤井座長： 次に中込委員をお願いします。

中込委員： ご説明ありがとうございました。私もこれまでの議論・ご指摘の内容を踏まえ、バランスよく見直しできたのではないかと受け止めております。そのうえで何点か確認となります。19 ページの※3 の注記「標準③、加算①については、特定有害産業廃棄物の契約時は評価の対象外とする」の内容について、熱回収をしている特定有害産業廃棄物などの事例もあろうかと思いますが、どういう扱いになるのでしょうか。そもそも評価対象外の項目については加算点として 15 点満点をつけるのか、熱回収をしている特定有害産業廃棄物の場合は 15 点になるのか、という点の確認です。また、同じく※3 の注記の括弧内の「熱回収の余地」という表現については、「熱回収等の余地」という趣旨かと思いますが、燃料化を念頭に置いて表現の整合性を取った方が望ましいと思いました。以上でございます。

藤井座長： 今の点いかがでしょうか。

環境省： 特定有害産業廃棄物に関しましては、我々が調べた限りですと、再資源化とか焼却時の熱回収のようなことは基本的に存在しないのかと認識しており、対象外としていたのですけれども、お話を踏まえて、熱回収をしている事例があるのであれば、特定有害産業廃棄物を対象外にするのではなくて、調達者の方で再資源化とか熱回収の余地がないかというところを確認した上で、本当に余地がない場合は対象外とするというような扱いにさせていただければと思います。それから後段の方でご質問があった、15 点の扱いですけれども、本当に余地がない場合に関しましては、15 点を置いておくと、誰も点数を取ることができず、無駄な項目・配点になってしまいますので、本当に余地がない場合は、この 15 点という評価項目自体が存在しないものとして、他の②から⑦の評価項目の中で満点が 50 点になるように配点を組み合わせるというようなかたちになるかなと思います。

中込委員： その場合（評価項目が対象外になる場合）は、配点の内訳を分散させるということですか。

環境省： そうです。

中込委員： 理解しました。（特定有害産業廃棄物であっても）熱回収をしているかという点については、焼却灰のメタル回収や PCB 処理においては熱回収をされている事業者もいるのではと想像し、ご質問させていただきました。ありがとうございます。

藤井座長： ちなみに今の、本当に余地がないかどうかとか、15 点を他に配分とか、そう

いうややこしい話はここには書ききれないと思うのですが、それはまた別途説明等されるということですか。

環境省：　そうですね。そこは国の調達者にわかりやすくなるように解説したいと思います。

藤井座長：　ありがとうございます。それでは橋本委員、お願いします。

橋本委員：　これまで議論してきた内容を反映していただいて、ありがとうございます。また、認定に関わる部分も検討していただいて、ありがとうございました。細かいことなのですが、標準の③、加算の①、それから先ほど中込委員からあった※3のところの再資源化と熱回収と燃料化の表現の仕方を揃えておいた方がいいのではないかと思います。中込委員からご指摘があったところは燃料化が抜けているというところなので、揃えていただいた方がいいのではないかなと思いました。それから、標準③の事業活動における再資源化といった時には、産廃処理業者が出す紙ごみの再資源化というような話も入ってくるかなと改めて思ったもので、そういうことも想定されているのかどうかということを確認させていただければと思います。3点目なのですが、また※3になるのですが、感染性廃棄物の埋め立てという例が書かれているのですが、ここは適切ではないかなと思って、感染性廃棄物を直接埋め立てをするということは多分できないと思うので、少なくとも感染性を除いた上での埋め立てになると思うので、他の表現の方がいいのではないかなというふうに思いました。以上です。

藤井座長：　ありがとうございます。事務局からお願いします。

環境省：　想定していたのは、実際ごみの再資源化、受注する中間処理の業者がごみ処理施設の中で排出するような排出もありますし、オフィスで出すような間接的な、電力使用もそうですけれども、GHGの排出を算定するというイメージで考えておりました。感染性廃棄物の埋め立てに関しましては、もちろん感染性をなくした上で、適切な処理をした上で埋め立てをするというイメージでありますけれども、ここは誤解が生まれやすいかなと思いますので、書きぶりは考えたいと思います。

環境省：　2点目の表現を揃えるところは、確かに不整合に映りますので、燃料化等とした方がいいところもあります。燃料化が入っている、入っていないで深読みされても困りますので、しっかり揃えたいと思います。ありがとうございます。

橋本委員： 2点目の方は加算の③ではなくて、標準の③の事業活動における再資源化なのですけれども、産廃処理業者の事業活動から出る紙ごみを再資源に出しています、廃棄の処理では再資源化をしていないのだけれども、事業活動におけるという時に、事業活動から出る紙ごみを分別して再資源として出していますというふうに読めるような気もしたので、本当に細かいことで申し訳ないのですけれども。

環境省： それも事業者全体としてやっていただける範囲だとは思いますが、そこは区別せず書いております。周りの並び方と、「事業活動における」とか、「事業者全体の」など、深読みされないようにしたいと思います。

藤井座長： その業者は自分のプロセスでは再資源化しないけれども、事務所から出たペットボトルなどは分別しているというところが少し分かりづらいですね。そういうことは想定していないということですね。

環境省： 元々は、処理の形態として最終的に熱回収をしていくという趣旨のもので、事業活動におけるとあると違う意味なのではないかと思えてしまうということだと思います。

藤井座長： はい。では修正をお願いします。中谷委員はまだ入られていないですね。ひととおりご発言いただいたと思いますが、もう一度何かありましたらお願いします。ないようでしたら、中谷委員が入られた時にご意見をうかがうとして、基本的にはこの案のとおりで、細かい文言で誤解があるところもあるかもしれないので、そこは見直しをしていただくということでよいのかなと思います。1つ目の議題についてはこれでよろしいですか。配点表以外のところでもしあればいただきたいと思いますが、よろしいですか。それでは、国及び独立行政法人に等における環境配慮契約の取組状況等について、資料3のご説明をお願いします。

環境省： （資料3説明：省略）

藤井座長： 説明ありがとうございました。環境配慮契約の実施率は件数でいうと3分の1くらい、量でいうと60%くらいということで、まだそんなには高いという状況ではないなかで、他にもこんな理由があるのではないかとか、あるいはこうすれば良くなるのではないかとということがあればお願いします。

中込委員： 座長からご指摘された、契約件数・産業廃棄物量のそれぞれにおいて環境配慮契約の比率が頭打ちしている状況について、配点方式もかなり影響すると思いま

すが、今回の総合評価方式の導入によって、こういった方向に向かうのかという評価を現時点である程度されているのか、あるいはこれからされるのか、お聞かせいただければと思います。

藤井座長： いかがですか。

環境省： 厳密な分析は実はできておりませんが、一方でまったく対応できないとも思っていないくて、ある程度やれるのではないかと思います。注視が必要だと考えております。ある程度やれるのではないかと申し上げているのは、別の分野になりますが、電気の調達において、再生可能エネルギーへの対応もあり総合評価の制度を導入したばかりでして、調達者といろいろやり取りをしております。面倒だという話もなくはないのですが、これはやらなければいけないというご理解をいただいております。むしろどういうふうにやっていけばよいかというご相談を受けております。産廃処理契約を発注する方にも同様の説明をしなければいけないと考えております。資源循環や循環経済に国自らの廃棄物処理も貢献していかなければいけないという点についてはかなりコンセンサスがあると思っておりますので、こちらについてもしっかり総合評価を実施するということをしつかり説明していきたいと考えております。見込みがあるかと言われますと、これからの取組になりますので、しっかり頑張っていきたいと考えております。先ほど、この場合はどうか、この場合はどうかというお話もありましたが、この資料だけでは書ききれない部分については、別の資料で解説していくことになりまして、Q&A のようなものもしっかり整備して、発注者が迷わないようにしていきたいと思っております。少し先走った話になりますが、総合評価を実施して結果がどうなっているかというところについてはしっかりフォローアップしなければならないと思っております。さきほど担当からも説明がありましたけれども、ここの状況がどうなっているかというのはしっかり見ていきたいと思っております。年度によって 10%程度の増減が生じている理由は把握できておりませんので、その点も含めて、安定的に運用できるようにしていきたいと思っております。

中込委員： 今申し上げた点としては、資料 5 ページの一番左の円グラフで示されているとおり、廃棄物全体の中ではその半分が特管廃棄物であり、このボリュームゾーンが影響してくるのではないかと考えます。先ほど発言させていただいた、資料 2 の 19 ページの配点表における※3 の注記の匙加減次第では、良い方向にも悪化する方向にも影響しうるかなと思いましたので、述べさせていただきました。

藤井座長： 確かにそうですね。ここは大きいので。確かにやってみないとわからないと

ころがあつて、ただ先ほども 3 年を待たずに見直しをという話もありましたので、様子を見ながら進めていければと思います。

橋本委員： 4 枚目のスライドのところで、契約の産廃量としても収集運搬と処分業を一緒に契約するケースが多いのですけれども、収集運搬と処分を別々に発注するよりも、ちょっとマスが大きいのであれなのですけれども、一緒に発注すると環境配慮契約の実施割合が低くなるというのは、何か考察されていたりしますか。

藤井座長： いかがでしょうか。

環境省： 詳細な分析はできていませんで、ボリュームが大きいところなのだろうとは思っていますけれども、それが何故なのかというところは詳しくは分析できておりません。今後の動向を注視する中で、契約形態の違いのところもしっかり勉強したいと思っております、いくつかヒアリングしますと申し上げましたが、その中でも確かめていきたいと思ひます、

藤井座長： 他によろしいですか。室石委員よろしいですか。

室石委員： 私の方からはありません。ありがとうございます。

藤井座長： よろしいですかね。中谷委員については別途伺つて、もし何かあればということでお願ひします。今日ご意見をいただいた配点表について、案を事務局の方でまとめていただいて、11 月頃の検討委員会でお諮りしてということになります。そこで大幅な修正があれば、またみなさんとお話しなければいけないかもしれませんが、微修正に関しては座長に一任していただくということでよろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。それでは議事進行を事務局にお返しします。

環境省： 藤井座長、ありがとうございます。また、委員のみなさまには熱心にご議論いただきまして、ありがとうございます。本日の議論を踏まえて、評価項目や配点など一度見直しをさせていただきまして、親検討会に諮っていききたいと思ひます。それでは、以上をもちまして、令和 8 年度第 2 回資源循環の促進に向けた産業廃棄物契約専門委員会を終了させていただきます。ありがとうございました。

以上